

# 審査基準

平成13年6月6日作成

法令名	: 質屋営業法
根拠条項	: 第4条第1項
処分の概要	: 営業所の移転の許可
原権者(委任先)	: 石川県公安委員会
法令の定め:	質屋営業法第3条第1項第10号(許可の基準) 第7条(保管設備) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 第4条第1項、第2項、第2条第5項 (営業所の移転の許可申請)
審査基準:	営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標準処理期間	: 25日。
申請先	: 申請書は、営業所所在地の所轄警察署の生活安全課(生活安全刑事課)に提出して下さい。
問い合わせ先	: 石川県警察本部生活安全企画課営業風俗係 (076)262-1161 内線3043
備考:	